

一般社団法人日本ゴールボール協会
選手等の不服申立規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本ゴールボール協会（以下「当協会」という。）と選手等との間に発生した紛争・齟齬に関し、迅速かつ適切に解決することを目的として定めるものである。

(不服申立)

第2条 当協会に登録している選手、監督、コーチ、トレーナー、審判員その他の競技支援要員（理事、職員その他の競技運営者を除く。）は、以下に掲げる事項に関して当協会が行った決定について不服があるときは、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って仲裁を申し立てることができる。

- ① 代表選手選考に関する事項
- ② 選任、解任等人事に関する事項
- ③ 当協会の「倫理・懲罰に関する規程」に基づく処分
- ④ その他「スポーツ仲裁規則」で認められる事項

附則

本規程は、令和2年8月2日に成立し、同日施行する。